

# レピュテーション費用保険のご案内

---

このご案内書は、レピュテーション費用保険の概要を紹介したものです。

*To Be a Good Company*



東京海上日動



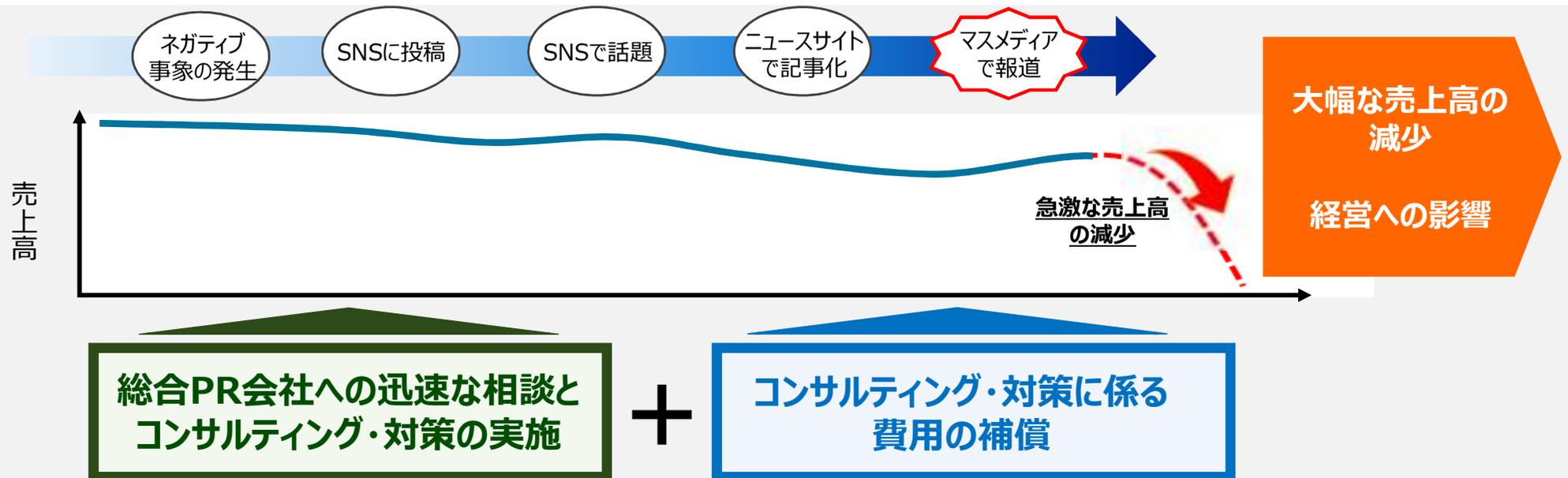
# 1. レピュテーション費用保険のコンセプト

近年、インターネットの普及・SNS（ソーシャル・メディア・ネットワーク）の拡がりにより、企業における従業員の行動や満足度、安全性、社会・環境への貢献度等が、企業側のコントロールができない環境で「企業情報」として拡散するようになりました。

また、これらは企業が認識しないうちに拡散し、突然マスメディア等で取り上げ捉えられることで、公になることで売上高の減少や経営の影響が生じることもあります。

➡ **拡大する「企業価値の毀損に発展しうるリスク（＝レピュテーションリスク）」を企業の重要リスクとして捉え、有事に迅速かつ適切な対応ができる体制を構築することが重要です。**

総合PRコンサルティング会社への迅速な相談と適切な対策を行う体制構築をご支援し、  
また、対策を行うことによって生じる費用損害を補償する「レピュテーション費用保険」をご提案いたします。



## 2. レピュテーション費用保険の全体イメージ

レピュテーション費用保険は、「スタンダードプラン」と、有人モニタリングサービス\*1を導入する（または導入されている）場合に選択可能な「プレミアムプラン」の2種類があります。

OBC会員専用保険は「スタンダードプラン」となります

### スタンダードプラン

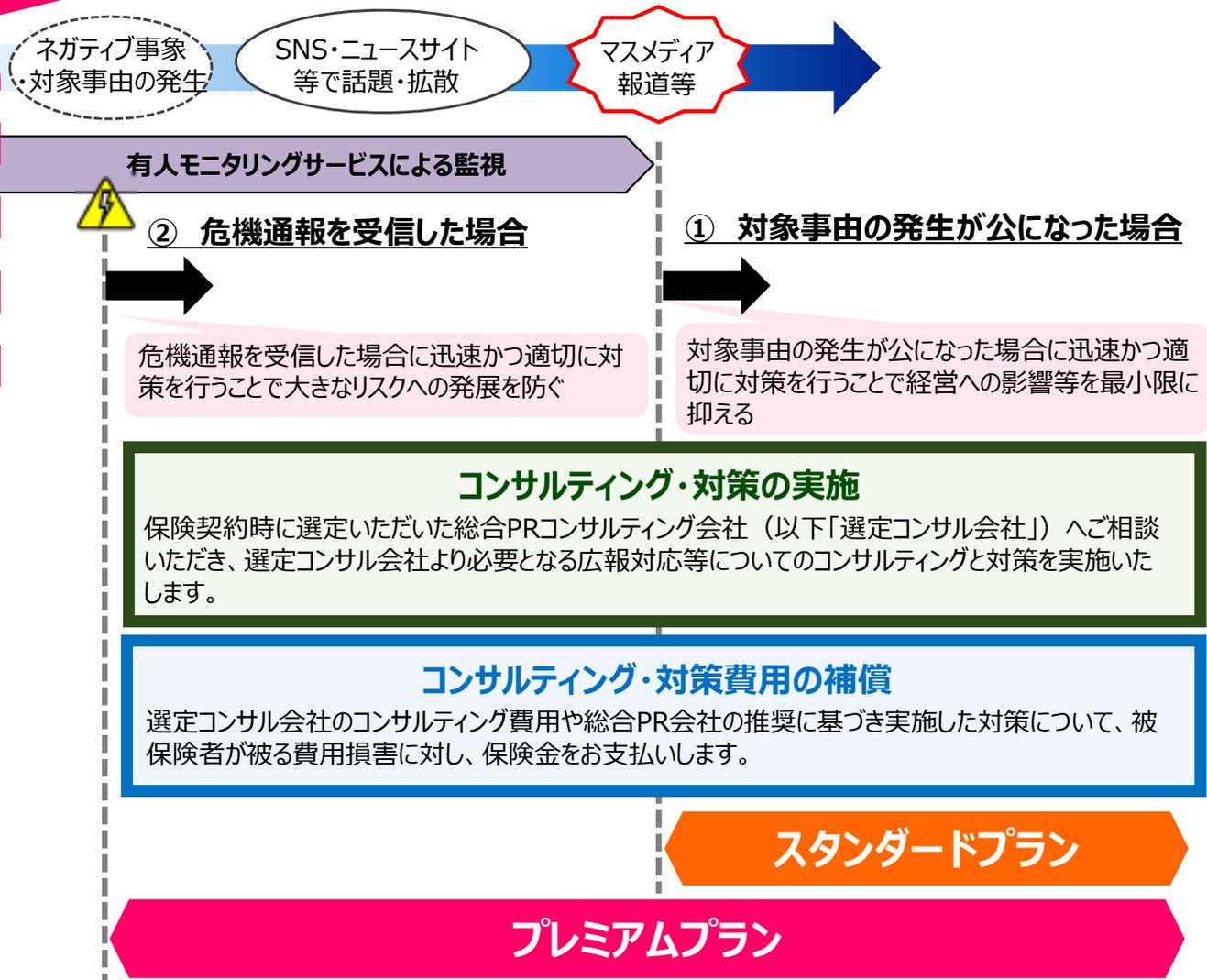
異物混入、人身事故の発生、情報漏えい、SNSへの悪ふざけ投稿等の対象事由が発生した場合、それらがマスメディアでの報道等によって公になることで、大幅な売上高の減少や経営への影響が発生する可能性があります。

スタンダードプランでは、**対象事由の発生が公になった場合**に、**被保険者が対策を講じることによって被る費用損害を補償**します。

### プレミアムプラン

また、異物混入やSNSへの悪ふざけ投稿等、一般消費者が先に気付いたり、一般消費者（SNSユーザー）がきっかけとなったりする事象については、企業が認識するまたはマスメディアが報道するよりも前にSNS等で拡散し、企業がコントロールできない環境で大きなリスクに発展してしまう可能性があります。

プレミアムプランでは、**①対象事由の発生が公になった場合** または **②危機通報を受信した場合** に、**被保険者が対策を講じることによって被る費用損害を補償**します。



\*1 有人モニタリングサービス：P3「3. 有人モニタリングサービスについて」をご確認ください。

※本ページは、レピュテーション費用保険の全体イメージを記載したものです。具体的にお支払いの対象となる事象、補償内容、用語の定義につきましては、P4「4. レピュテーション費用保険の補償内容」をご確認ください。

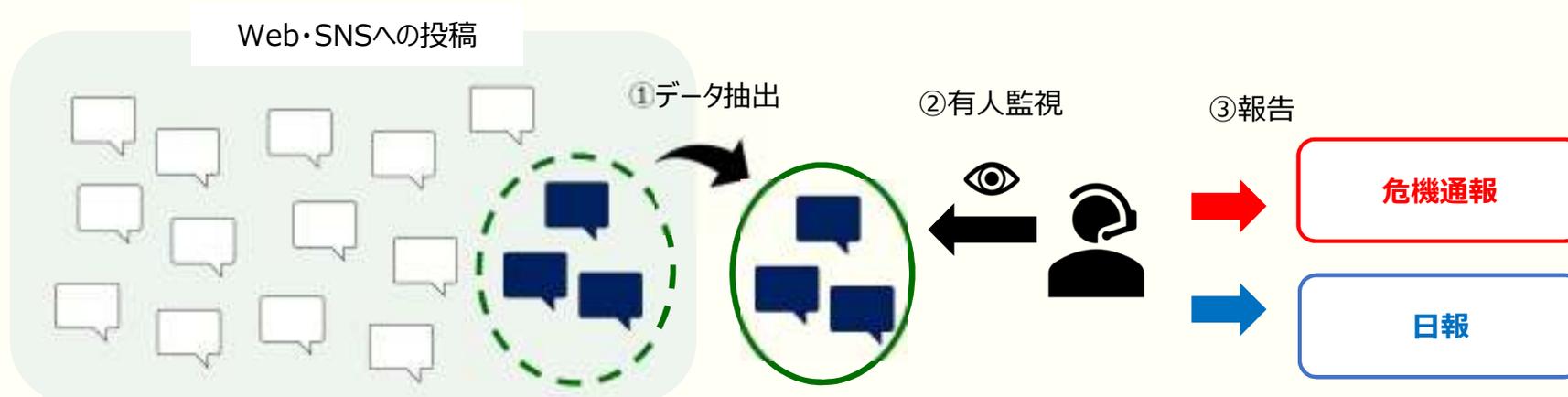
### 3. 有人モニタリングサービスについて

「有人モニタリングサービス」とは、インターネットやソーシャルメディアへの投稿を有人で監視するサービスです。モニタリングサービス事業者によりご提供されるものですので、[プレミアムプラン]をご要望の場合は、

**保険契約とは別にモニタリングサービス事業者とご契約をいただき、サービス料金をご負担いただく必要があります。**

※サービスの詳細については、弊社営業までお問い合わせください。

#### 【有人モニタリングサービスの一例】



#### ①データ抽出

予め設定したキーワードを含むインターネット・SNSへの投稿を抽出

#### ②有人監視

①で抽出したデータを目視で確認

#### ③報告

②のうち、あらかじめ緊急性が高いと定めていたカテゴリーの投稿があったり、投稿件数が急増したりした場合は利用者に危機通報をする。上記のような投稿がなければ①のデータを毎日報告する。

※抽出するデータの範囲、キーワード設定、抽出するインターネット・ソーシャルネットワークの種類、緊急性が高いとして緊急通報するカテゴリー等は、モニタリングサービス事業者と個別に設定いただけます。

※モニタリングサービス事業者に指定はありません。

※保険契約の締結にあたり、有人モニタリングサービスの契約内容（モニタリングサービス事業者名、データ抽出条件、緊急通報の条件等）を確認できる資料をご提出いただけます。

## 4. レピュテーション費用保険の補償内容

レピュテーション費用保険は、「対象となる事故」に対応するために、被保険者が負担する対策費用を補償する保険です。

OBC会員専用保険は「スタンダードプラン」となります

### 対象となる事故 [スタンダードプラン]

対象事由の発生。

ただし、次のいずれかによって対象事由の発生が客観的に明らかになった場合に限り\*1。

ア. マスメディア（新聞、雑誌またはテレビ）による報道

イ. 被保険者が対象事由の発生を認識し、選定コンサル会社の推奨に基づき、被保険者が次のいずれかによって対象事由を公表したこと。

(ア) マスメディアによる記者会見、発表もしくは広告

(イ) 公式ホームページもしくは公式SNSアカウントへの投稿

(※) 保険期間中に被保険者が対象事由の発生を発見した場合に限り\*1。「発見」とは、マスメディアによる報道によって客観的に明らかになった時または被保険者が対象事由の発生を認識した時（認識したと合理的に推定される時を含みます。）のいずれか早い時をいいます。以下同様とします。

または

### 対象となる事故 [プレミアムプラン]

① 対象事由の発生（[スタンダードプラン]と同じ）

② 危機通報（被保険者が採用するモニタリングサービス事業者による有人でのインターネットまたはソーシャルメディアへの投稿内容のモニタリングにおいて、対策を検討すべき状況が生じた旨が緊急に通知されること）の受信

(※) 保険期間中に危機通報を受信した場合に限り\*1。

\*1 「選定コンサル会社が推奨していないが、被保険者の判断で対象事由を公表する場合」や、「選定コンサル会社が推奨しないため被保険者が公表を行わず、マスメディアでも報道されなかった場合」は、補償対象外となります。

# 4. レピュテーション費用保険の補償内容

OBC会員専用保険は①と⑩のみ対象となります

「対象事由」とは、日本国内における次の①から⑩までのいずれかの発生またはそのおそれ（※）をいいます。

- ① 生産物への異物混入または異物混入脅迫
- ② 個人情報または法人情報の漏えい
- ③ 次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
  - ア. 被保険者による施設の所有、使用または管理
  - イ. 被保険者による仕事の遂行
  - ウ. 生産物
  - エ. 被保険者が行った仕事の結果
- ④ 被保険者による他人のプライバシーの侵害
- ⑤ 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示
- ⑥ 被保険者の職場において発生したいじめまたは侵害行為
- ⑦ 被保険者の役員に対する損害賠償請求訴訟の提起
- ⑧ 被保険者のキーパーソン（あらかじめ設定します）の違法行為または犯罪行為
- ⑨ 被保険者の役員または従業員による違法行為または犯罪行為。ただし、これらの行為が被保険者の名称とともに客観的に明らかになった場合に限りま。
- ⑩ 被保険者の役員または従業員による施設内での悪ふざけまたは生産物・商品に対する悪ふざけ。ただし、ウェブサイト、SNS等に掲載または投稿され、インターネットを經由し、不特定多数の者が閲覧できる状態にあるものまたは閲覧できる状態にあったものに限りま。

対象事由  
[プレミアムプラン  
・スタンダードプラン共通]

- ※「おそれ」とは、たとえば、次のようなものがあります。
- 実際にその事象が発生しているのか公になった時点ではわからない状態（調査中の状態）
  - 実際にその事象が発生したかわからない場合
  - 事象自体は発生しなかったが、発生してもおかしくないインシデントが発生した場合  
（例：情報漏えいはなかったが不正アクセスがあった、偶然対人事故は起きなかったが施設内で天井落下が起きた 等）
  - 実際にはその事象は発生していないにもかかわらず、発生したかのように多くの人が誤認する状態（例：誤報 等）

# 4. レピュテーション費用保険の補償内容

OBC会員専用保険は①～⑧が対象となります

対象事由が発見された日（プレミアムプランの場合は、対象事由が発見された日または危機通報を受信した日）からその日を含めて180日以内に事故への対応として被保険者が支出した次の費用に対し、保険金を支払います。ただし、②から⑨までの費用については、選定コンサル会社に対策の必要性を相談し、選定コンサル会社が推奨をした対策を行うことによって生じたものに限ります。

## 対象となる損害

[プレミアムプラン  
・スタンダードプラン共通]

① 危機管理コンサルティング費用	対象となる事故の影響を発生させないまたは最小化するため、被保険者の信頼を回復させるための対策について、被保険者が選定コンサル会社から支援、指導または助言を得るために支出した費用（対策の必要性を相談するために支出した費用を含みます。）
② 弁護士相談費用	法律の観点から対象となる事故への対策について弁護士に相談する費用
③ 報道状況分析、ソーシャルリスニング費用	対象となる事故に関するマスメディアの報道、ウェブサイト・SNSへの掲載・投稿の状況を調査・分析する費用
④ ネット投稿削除費用	ウェブサイト・SNSへの掲載・投稿を削除する費用（削除する方法の相談・調査費用を含む）
⑤ 検索エンジン対策費用	特定のウェブサイトの検索順位を下げる対策を行う費用
⑥ 危機対策本部設置支援費用	対象となる事故に対応するために対策本部を設置する費用
⑦ 緊急会見・社告費用	対象とする事故について公表・説明・謝罪するために行うマスメディアによる記者会見・発表・広告、公式HPまたは公式SNSアカウントへの投稿の費用（選定コンサル会社による支援・指導・助言の費用を含む）
⑧ 原因調査費用・信頼回復広告費用	対象となる事故の原因を調査する費用、対象となる事故によって失われた被保険者の信頼を回復させることを直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用
⑨ 第三者委員会設置・活動費用	対象となる事故について、第三者委員会の活動・調査・報酬のために被保険者が支出した費用

## 支払限度額 免責金額 (自己負担額) 縮小支払割合

[プレミアムプラン  
・スタンダードプラン共通]

支払限度額	1 事故・保険期間中 100万円
免責金額 (自己負担額)	設定しません
縮小支払割合	70%

## 4. レピュテーション費用保険の補償内容

保険金を支払わない  
場合

[プレミアムプラン  
・スタンダードプラン共通]

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません
  - ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反（対象事由のうち、⑦、⑧または⑨によって生じた損害については、適用しません。）
  - ・上記に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 当社は、次のいずれかに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません
  - ・初年度契約の保険期間の初日より前に報道されていた事実と同一の原因・事由・行為・その行為に関連する他の行為に起因する事故による損害
  - ・初年度契約の保険期間の初日より前に被保険者が認識していた事故による損害
  - ・初年度契約の保険期間の初日より前に被保険者が認識していた事故と同一の原因・事由・行為・その行為に関連する他の行為に起因する事故による損害
  - ・初年度契約の保険期間の初日より前に被保険者が開始した内部調査によって発見された事故による損害

選定コンサル会社

[プレミアムプラン  
・スタンダードプラン共通]

本保険のお引受けにあたっては、総合PRコンサルティング会社を1社を選定いただき、対象とする事故が発生した場合は、選定コンサル会社にご相談をいただきます。  
(総合PRコンサルティング会社につきましては、弊社営業までお問い合わせください。)

# 5. もし事故が起きたときは

## ●事故の通知

対象事由の発生を発見した場合または危機通報を受信した場合、遅滞なく選定コンサル会社に連絡し、対策の必要性および必要な場合の対策の内容について相談のうえ、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

## ●保険金請求に必要な書類

保険金請求に際しては、費用・利益保険普通保険約款第21条（2）の規定によるもののほか、以下の書類が必要となります。

事故の種類	保険金請求に必要な書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 選定コンサル会社が推奨をした対策であることが確認できる客観的書類</li> <li>② 被保険者が支出したP 6「対象となる損害」欄①から⑨までのそれぞれの費用の額が確認できる客観的書類</li> </ul>
対象事由の発生	<p>次の①または②のいずれかの書類。P 6「対象となる損害」欄①から⑨までの対策を実施した報告書等において、次の①または②の内容が確認できる場合は、その報告書等を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象事由の発生がマスメディアの報道によって明らかになった場合は、次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 新聞または雑誌による報道の場合は、報道機関、媒体および報道内容が確認できる客観的書類</li> <li>イ. テレビによる報道の場合は、報道された番組名、放送局および日時が確認できる客観的書類</li> </ul> </li> <li>② 対象事由の発生が被保険者の公表によって明らかになった場合は、次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 記者会見の場合は、記者会見の開催日時内容が確認できる客観的書類</li> <li>イ. 新聞への広告等掲載の場合は、掲載された媒体、日時および内容が確認できる客観的書類</li> <li>ウ. テレビへの広告等掲載の場合は、広告代理店等への発注書・指示書等、掲載された媒体、番組名、放送局および日時が確認できる客観的書類</li> <li>エ. 公式ホームページまたは公式SNSアカウントへの投稿の場合は、投稿内容および投稿日時が確認できる客観的書類</li> </ul> </li> </ul>
危機通報の受信	危機通報がなされた日時と内容が確認できる客観的書類

## ●保険金請求の時効

保険金請求権は、対象事由の発生による損害が発生した時から3年で時効となります。

## 6. ご契約の際のご注意

- 告知義務：申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について事項に正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務：ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
- 補償内容が同様の保険契約（特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご確認ください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、この企画書の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、ご契約の代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ご契約後、1 か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- このご案内書は、費用・利益保険（レピュテーション費用特約付）の概要を紹介したものです。上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

お問合せ先

ご高覧ありがとうございました。  
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

取扱代理店 海上商事株式会社  
(所在地) 東京都渋谷区代々木2-11-15  
(TEL) 03-3320-4501  
(FAX) 03-3320-4877  
(HP) <http://www.kaijoshoji.co.jp/>

または

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社  
(担当) 横浜支店・営業第一課  
(所在地) 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア 2F  
(TEL) 045-224-1111  
(FAX) 045-224-3636

*To Be a Good Company*

東京海上日動火災保険株式会社

2404-ER07-18022-201903

